

子育て広場 活動予定



子育て広場 ぬくぬく 活動予定

☎ ぬくぬく ☎ 852-3633



自主活動 毎週(月)～(金)／9時30分～12時、13時30分～16時
(0歳～就学前の親子)

ひよこタイム 毎週(水)
(2カ月～1歳半の親子) ＊お問い合わせの上、ご利用ください。

身体測定 week 12月12日(月)～16日(金)
リサイクル

誕生会 12月15日(木)

要予約 クリスマス会

12月19日(月)、21日(水)／申込 12月5日(月)から

要予約 12月16日(金)／①13時30分～14時30分 ②15時～16時
育児相談

定期清掃 12月28日(水)＊午後の活動は休み

お知らせ ■12月14日(水)午後は、観劇会のため休館させていただきます。■令和5年1月4日(水)が仕事始めです。■活動内容や活動時間に変更が生じることがあります。

子育て広場 ぽかぽか 活動予定

開 毎週(月)～(金)／10時～16時
所 糸満市福祉プラザすこやか館1階
問 ぽかぽか ☎ 992-6508



自主活動 毎週(月)～(金)
(0歳～就学前の親子) 10時～16時

ひよこタイム 毎週(木)／10時～16時
(0歳～1歳半の親子)

要予約 わらべうたベビーマッサージ

12月13日(火)／14時～15時30分／対象 2カ月～ハイハイ前のお子さんのいる親子(5組)／申込 12月6日(火)から／予防接種後48時間は受講できません。

双子ちゃん・三つ子ちゃん あつまれ～!

12月13日(火)／10時～12時



子育て広場 まかべ 活動予定

開 毎週(月)～(金)／10時～16時
所 真壁こども園2階
問 まかべ ☎ 997-2835



リサイクル週間 12月5日(月)～9日(金)

サークル活動 12月13日(火)／10時～12時

要予約 12月16日(金)／①13時30分～14時30分 ②15時～16時
育児相談

要予約 ヘンゼルとグレーテル劇鑑賞会

12月14日(水)／14時30分～／場所 西崎総合体育館／定員 10組

要予約 消防見学

12月15日(木)／10時～11時／場所 糸満消防署／定員 25人

誕生会 12月23日(金)
11時～11時40分

定期清掃 12月28日(水)＊午後の活動は休み

予防接種モ! 成長記録モ! 育児情報モ!

いとまん子育て応援アプリ

母子モ



子育てに役立つ機能がたくさん!
紙の母子保健手帳と一緒に使ってね!



糸満市の子育て応援情報

Itotama

いとまん玉手箱



放課後児童クラブを利用したい人へ

令和5年度放課後児童クラブ児童募集について

【入所申込書配布】

令和4年12月上旬に令和5年度放課後児童クラブの入所申込書を糸満市役所こども未来課で配布します。対象クラブ一覧についても申込書類に記載していますので、確認してください。※入所申込書はホームページでダウンロードすることもできます。

【入所申込受付期間】

令和5年1月4日(水)～1月31日(火)
希望クラブへ直接申し込みください。

入所申し込みに関することは、
各クラブへお問い合わせください。

☎ こども未来課 ☎ 840-8191

多胎児の入所選考について

教育・保育施設などの入所選考において、多胎児(双子等)で入所申請をしている児童に対し、入所選考の指数を1点、加点します。特に追加資料などは求めませんので、申請の際にお問い合わせください。また、保育料の軽減について、幼児教育・保育の無償化の対象外となる0歳～2歳児の課税世帯に対し、きょうだいで利用する場合の保育料を、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は免除となる軽減を実施し、多子世帯の保育料の軽減を図っております。※所得によりきょうだいの数え方が異なりますのでお問い合わせください。

〈問い合わせ〉 保育こども園課 ☎ 840-8131

子育てサービス利用者について

糸満市では、保護者が様々な保育施設や子育てサービスの中から自らのニーズに合ったものを選択し、円滑に利用できるよう、子育てサービスに関する「利用者支援員」を配置しています。「家の近くにある保育所はどこ?」「子どもを少しの時間預けられる施設はないかな?」など、保護者の疑問や希望に応じて、保育サービスの情報をお伝えします。お気軽にご相談ください。

【場 所】 市役所2階 保育こども園課

【利用方法】 電話、窓口で受け付け

〈問い合わせ〉 保育こども園課 ☎ 840-8131

ひとり親家庭等認可外保育施設 利用料補助事業について

認可保育所に申し込みを行ったのに入所できなかったひとり親家庭に対して、認可外保育施設利用料の全部または一部を減免します。

【対象要件】

次の①～④の全てを満たす人

- ① 児童扶養手当受給者または母子および父子家庭等医療費助成受給者
- ② 糸満市において、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る支給認定を受けた子どもの保護者
- ③ ②の子どものうち、認可保育所の利用申し込みをしているが、定員に空きがないなどの理由で、認可外保育施設を利用している子どもの保護者
- ④ 幼児教育・保育の無償化の対象外の世帯であること(課税世帯)

【減免額(月額)】

[認可外保育施設の利用料]－[利用者負担額]
(上限:3号33,000円)

※利用者負担額:認可保育所を利用した場合に保護者が負担する保育料

【その他】

申請した月の翌月から該当となります。

〈問い合わせ〉 利用している認可外保育施設
保育こども園課 ☎ 840-8131